

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第6部門第3区分
【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2019-200798(P2019-200798A)
【公開日】令和1年11月21日(2019.11.21)
【年通号数】公開・登録公報2019-047
【出願番号】特願2019-111157(P2019-111157)
【国際特許分類】
G 0 6 Q 10/08 (2012.01)
【F I】
G 0 6 Q 10/08

【手続補正書】
【提出日】令和3年5月18日(2021.5.18)
【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲
【補正対象項目名】全文
【補正方法】変更
【補正の内容】
【特許請求の範囲】
【請求項1】

所定の電子商取引サービスにおいてユーザが商品を注文した場合に、前記ユーザにより注文された注文商品に関する情報である注文情報を取得する取得部と、

前記取得部により取得された注文情報に基づいて、所定の実店舗のうち前記注文商品が取り扱われている取扱店舗を、当該取扱店舗の商品の中から前記注文商品を提供する対象店舗として決定する決定部と、

前記ユーザにより指定された日時であって前記ユーザにより指定された配送先に前記注文商品が配送されることを希望する日時である配送希望日時に基づいて、前記配送先への前記注文商品の配送を担当させる配送担当者を決定する配送制御部と

を有することを特徴とする決定装置。

【請求項2】

前記配送制御部は、前記配送希望日時と、配送員が前記対象店舗から前記配送先までの移動に要する所要時間であって、前記配送員の移動手段に基づき算出された所要時間とに基づいて、前記配送員の中から、前記配送先に対して前記配送希望日時に間に合うよう前記注文商品を配送可能な配送員を前記配送担当者として決定する

ことを特徴とする請求項1に記載の決定装置。

【請求項3】

前記取得部は、前記注文商品を識別する識別情報と前記ユーザに関するユーザ情報とを含む前記注文情報を取得する

ことを特徴とする請求項1 または2に記載の決定装置。

【請求項4】

前記決定部は、前記所定の電子商取引サービスで販売される商品が保管される保管施設であって前記所定の電子商取引サービス専用の保管施設ではなく、前記所定の実店舗のうち前記注文商品が取り扱われている取扱店舗を前記対象店舗として決定する

ことを特徴とする請求項1 ～3のいずれか1つに記載の決定装置。

【請求項5】

前記決定部は、前記所定の実店舗それぞれにおいて取り扱われている商品に関する在庫情報に基づいて、前記対象店舗を決定する

ことを特徴とする請求項1 ～4のいずれか1つに記載の決定装置。

【請求項 6】

前記決定部は、前記所定の実店舗それぞれの所在地を示す店舗所在地情報に基づいて、前記取扱店舗のうち前記ユーザにより指定された配送先に対して所定の位置関係にある取扱店舗を前記対象店舗として決定する

ことを特徴とする請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 つに記載の決定装置。

【請求項 7】

前記決定部は、前記店舗所在地情報に基づいて、前記取扱店舗のうち前記ユーザにより指定された配送先に対してより近くに位置する取扱店舗を前記対象店舗として決定する

ことを特徴とする請求項 6 に記載の決定装置。

【請求項 8】

前記決定部は、前記ユーザにより指定された日時であって前記ユーザにより指定された配送先に前記注文商品が配送されることを希望する日時である配送希望日時に基づいて、前記取扱店舗の中から前記対象店舗を決定する

ことを特徴とする請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 つに記載の決定装置。

【請求項 9】

前記決定部は、前記配送希望日時に基づいて、前記取扱店舗のうち前記ユーザにより指定された配送先に対して前記配送希望日時に合うよう前記注文商品を配送可能な位置にある取扱店舗を前記対象店舗として決定する

ことを特徴とする請求項 8 に記載の決定装置。

【請求項 10】

前記決定部は、前記所定の実店舗それぞれの店舗の規模の度合いを示す指標値に基づいて、前記取扱店舗のうち規模がより大きい取扱店舗を前記対象店舗として決定する

ことを特徴とする請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 つに記載の決定装置。

【請求項 11】

前記ユーザに対して、商品の注文に関する情報を通知する通知部をさらに有する

ことを特徴とする請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 つに記載の決定装置。

【請求項 12】

前記通知部は、商品の注文に関する情報として、前記ユーザにより注文された注文商品の到着予定日時を通知する

ことを特徴とする請求項 11 に記載の決定装置。

【請求項 13】

前記決定部により決定された対象店舗から前記ユーザの配送先へと前記注文商品が配送されるよう指示する指示部をさらに有する

ことを特徴とする請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 つに記載の決定装置。

【請求項 14】

決定装置が実行する決定方法であって、

所定の電子商取引サービスにおいてユーザが商品を注文した場合に、前記ユーザにより注文された注文商品に関する情報である注文情報を取得する取得工程と、

前記取得工程により取得された注文情報に基づいて、所定の実店舗のうち前記注文商品が取り扱われている取扱店舗を、当該取扱店舗の商品の中から前記注文商品を提供する対象店舗として決定する決定工程と、

前記ユーザにより指定された日時であって前記ユーザにより指定された配送先に前記注文商品が配送されることを希望する日時である配送希望日時に基づいて、前記配送先への前記注文商品の配送を担当させる配送担当者を決定する配送制御工程と

を含んだことを特徴とする決定方法。

【請求項 15】

所定の電子商取引サービスにおいてユーザが商品を注文した場合に、前記ユーザにより注文された注文商品に関する情報である注文情報を取得する取得手順と、

前記取得手順により取得された注文情報に基づいて、所定の実店舗のうち前記注文商品が取り扱われている取扱店舗を、当該取扱店舗の商品の中から前記注文商品を提供する対

象店舗として決定する決定手順と、

前記ユーザにより指定された日時であって前記ユーザにより指定された配送先に前記注文商品が配送されることを希望する日時である配送希望日時に基づいて、前記配送先への前記注文商品の配送を担当させる配送担当者を決定する配送制御手順と
をコンピュータに実行させることを特徴とする決定プログラム。

【**手続補正2**】

【**補正対象書類名**】明細書

【**補正対象項目名**】0008

【**補正方法**】変更

【**補正の内容**】

【**0008**】

本願にかかる決定装置は、所定の電子商取引サービスにおいてユーザが商品を注文した場合に、前記ユーザにより注文された注文商品に関する情報である注文情報を取得する取得部と、前記取得部により取得された注文情報に基づいて、所定の実店舗のうち前記注文商品が取り扱われている取扱店舗を、当該取扱店舗の商品の中から前記注文商品を提供する対象店舗として決定する決定部と、前記ユーザにより指定された日時であって前記ユーザにより指定された配送先に前記注文商品が配送されることを希望する日時である配送希望日時に基づいて、前記配送先への前記注文商品の配送を担当させる配送担当者を決定する配送制御部とを有することを特徴とする。